

令和4年10月3日

公 告 第 1081 号

東京都農林漁業団体健康保険組合
理 事 長 城 田 恆 良



令和5年度・法第3条第4項の規定による被保険者のうち
第47条第二号該当者の標準報酬月額について

当組合の標記該当者にかかる標準報酬月額は、令和4年9月30日現在の当組合全被保険者の平均標準報酬月額（404,237円）に基づき、下記のとおり公告します。

記

- | | |
|-----------|----------------------------|
| 1. 標準報酬月額 | 410,000円 |
| 2. 適用期間 | 令和5年4月 1日より 令和6年3月31日まで |